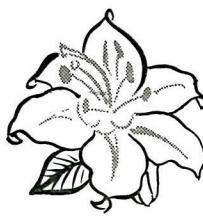


かわべ 議会報

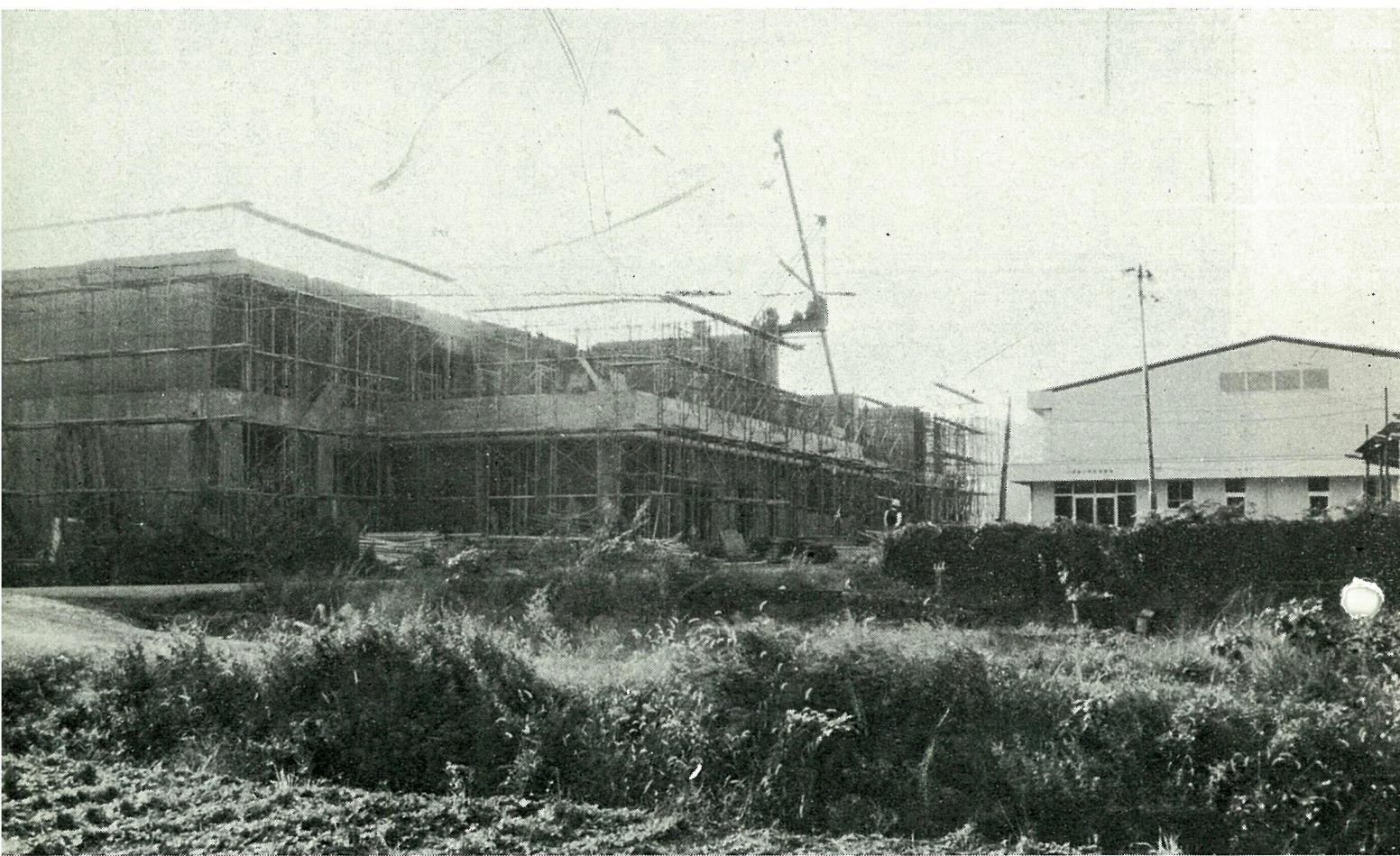


第 12 号

編集 議会編集委員会
発行 川辺町議会

— 目 次 —

- | | | | |
|------------------------------|-------|--------------------------|-------|
| ○ 正・副議長就任あいさつ..... | 2 | ○ 質 疑 ・ 応 答..... | 6 |
| ○ 可 決 し た 議 案..... | 3 ~ 4 | ○ 決 算 審 査 の 報 告..... | 7 ~ 8 |
| ○ 付 託 案 件 委 員 会 審 査 報 告..... | 5 | ○ 一 般 質 問..... | 8 ~ 9 |
| ○ 議 会 日 誌..... | 3 ~ 6 | ○ 臨 時 議 会 の お 知 ら せ..... | 10 |



東小校舎建築工事始まる

去る8月4日川辺東小学校起工式が行われました。

東小校舎建築工事は順調に行われており、来年3月の完成を目指しています。

議長就任

「あいさつ」



去る九月二十四日の町議会の役員改選におきまして、不肖私議員の皆様方のご推挙によりまして、議會議長の要職に再度就任することになりました。

私は、もとより浅学非才であります。しかし、その器ではございませんが、議員皆様方の友情とべんたつをいただきまして、その大任を全うする所存でございます。

なお、議会運営につきましては、不偏不党・公正無私の立場を堅持致しますことを、ここにお誓い申し上げる次第でございます。昭和五十五年二月、川辺北小学校校舎が完成し、本年度から授業を行っております。また、川辺東小学校校舎についても建設に着手しております。

住民の福祉のための中央公民館

東小・中央公民館の建設に着手

議長遠藤稔

も、去る九月十八日に起工式も終わり、建設の段階に入っております。来年度完成を予定致しております。これらすべてが、町民各位のなみなみならぬご理解とご協力のたまものと深く感謝致しております。

残す事業は、まだまだ山積みされておりますが、不肖及ばずながら議員各位の意のあるところは申すに及ばず、町民の総意を十分尊重し、町執行部とともに町政の進展と、一万町民のしあわせを増進するために全力を傾けたいと考えてございます。

何とぞ議員各位ならびに執行部の皆さんの一層のご援助ごべんたつと、町民皆様の格別なるご支援とご指導を心からお願い申し上げ、はなはだ簡単であります。就任のごあいさつと致します。

去る九月中旬の定例町議会の役員改選の折、議員各位のご推挙によりまして副議長の要職を汚すことになりましたが、その責任の重さを深く痛感致しております。私は、もとより微力短才その器ではありませんが、幸いにしまして人格・識見ともにすぐれ、町政にも経験豊かな遠藤議長のもと、誠心誠意努力したいと念じております。

昭和三十四年九月議会議員に初当選以来連続六回当選。

この間、五期七年余にわたり議長を務めたほか、総務文教常任委員長（四期四年）、土木常任委員長（一期一年）を歴任。

副議長就任

「あいさつ」



去る九月中旬の定例町議会の役員改選の折、議員各位のご推挙によりまして副議長の要職を汚すことになりましたが、その責任の重さを深く痛感致しております。

私は、もとより微力短才その器ではありませんが、幸いにしまして人格・識見ともにすぐれ、町政にも経験豊かな遠藤議長のもと、誠心誠意努力したいと念じております。

顧みれば町村合併以来、幾多の難題であった諸事業もどうにか成し遂げることができましたことは、これもひとえに皆様方のご協力のたまものと深く感謝致しております。

長谷川町長も、一時は病気を心配されましたが、健康を取り戻され意欲満々町政に取り組まれております。川辺町は、現在オリンピ

町民のゆとりある諸施設の建設

副議長佐伯春雄

ックの誘致を行っている中部圏大都市名古屋の五十キロコンパス内に入っており、環境、内容とも雄大さを誇る川辺ダム、飛水郷など幅広い構想をもとに、町民の皆様方の立場に立ったゆとりある諸施設を、町執行部はもちろん、議会諸氏の豊かな先見の心構えでまい進しています。

現在、東小学校も、北小学校に勝るとも劣らぬ校舎として建設が進められており、また、二年継続の事業で六億余の巨費を投じて中央公民館も着手され、町一体で懸命に取り組んでおります。

今後においても、旧下麻生小の跡地利用、町舎の新築など大きな問題も残っておりますが、町民の皆様のなお一層のご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げ、誠に簡単ではありますが就任のごあいさつと致します。

議会略歴

昭和三十年四月旧下麻生町議会議員に初当選。川辺町に合併後、三十八年、五十年、五十四年に議会議員に当選、この間、五十三年九月副議長に選出されたほか、総務・土木・産業経済各常任委員長（各一期一年）を歴任。

付 件 委員会審査報告

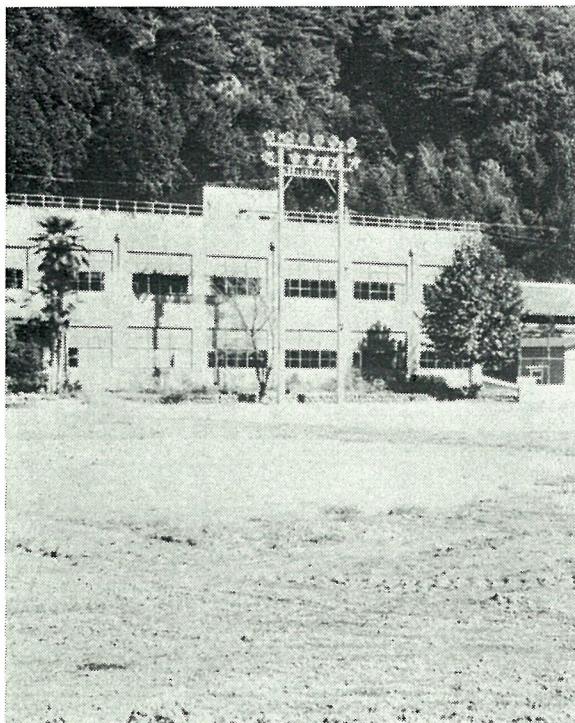
九月二十四日（三日目）定例議会を開催、昭和五十四年十二月定例会で総務文教委員会に付託されていた陳情書について審議を行いました。審議の結果、総務文教委員長の報告通り、全員一致で陳情書の採択を保留することになりました。委員長の報告については、次の通りです。

総務文教委員会報告書

昭和五十四年十二月十日、定例

議会において審査の付託を受けた

審査事項



元下麻生小学校校舎

下麻生で

下麻生区からの陳情書について審査を終了したので、会議規則第五八条の規定により報告する。

理由

審査に当たって当委員会は、町長の意志と方針をたどす中で幼稚教育・保育の基本的あり方を明らかにし、現在の諸制度と町の行政事情のもとでとり得る最善の方策を追求し、実現可能な方針をまとめました。

その内容は、去る九月十九日町長が委員会の要請に基づき町内戸へ配布した「学校法人立幼稚園の開設」とこれにともなう諸問題について、みんなの理解を得るために」という文書で明らかにされています。

当委員会は、この方向で町民の同意を得て実現を図るのが適当であると判断しましたが、九月二十一日町内各保育園の保護者をはじめ多数の町民が連署した「私立幼

視察も含め十回にわたる委員会で慎重審議を行い結論に達したが、現在の町内状況のもとでは採択を保留することに決定した。

一については、先進地への行政三については、町長が既に議会に諮り、相応の措置を執っているので省略する。

前記の審査事項のうち二および三については、町長が既に議会に諮り、相応の措置を執っているので省略する。

一については、先進地への行政三については、町長が既に議会に諮り、相応の措置を執っているので省略する。

陳情・請願

九月定例議会で受理したものは陳情書三件で、次の通り決まりました。

○下川辺字吉橋および天池地内の側溝整備について

下川辺区長 木下 外七名 潤

○下川辺字森山地内の土留壁ならびに流水溝の新設について

下川辺区長 木下 外七名 潤

○商工会青年・婦人研修センター建設について

町商工会会長 奥田 信義 外二名

協議の結果、下川辺区からの陳情書二件については土木委員会、商工会からの陳情書については厚生経済委員会に審査を付託することに決定しました。

稚園の設立に反対する請願書が提出されたため、当委員会は、同日委員会を開催し審議した結果、同「請願書」の趣旨を尊重し、前記陳情書の採択を保留することにしました。

期成同盟会に議長出席
(美濃加茂市)
議会運営委員会開催、第五回臨時議会の運営について協議
総務文教委員会開催、去年の十二月定例会で付託のあった陳情書について審査
可茂消防事務組合協議会に議長出席(美濃加茂市)
第五回臨時議会開催、提出議案一件について可決
厚生経済委員会開催、県水料金問題、一般会計補正予算共済特別会計補正予算について協議
土木委員会開催、条例の改正について協議
粗大ごみ処理施設起工式に議長出席(美濃加茂市)

議会日誌

9月19日

9月13日

9月18日

9月12日

9月5日

9月4日

総務文教委員会開催、去年の十二月定例会で付託のあった陳情書について審査
議会運営委員会開催、第三回定例議会の運営について協議
中東濃飛騨地区町村議会正副議長研修会に副議長出席(笠原町)
第三回定例議会開
(次ページ)

議案に対する質疑・応答

町営住宅Ⅱ比久見で

◎議会議員の報酬および期末手当、常勤の特別職員の給与、教育長の給与改正について

問 今回の報酬および給与の改正について、町長としてどのように考えておりますか。

答（町長） 給与審議会という第三者の中で検討されたものであり、近隣の町村と同様規模の町村を参考にしており、適正であると思っています。

前回改正したのが、昭和五十三年四月であり、その間、不都合な点も生じておりましたので、今回、改正を願つたものです。

◎下麻生グラウンド設置および管理の条例の制定について

問 グラウンドができるたびに条例が制定されており、何か不合理な点を感じるが、統一的な形であります。

答（産業課長） 八月現在で、一千五十三万三千円で十七人の利用があり、利用率は融資わく二千七百万円の三九%です。

問 指定金融機関の融資が、預託額の三倍から五倍に改正になることによって、利率の変更はあります。

答（土木課長） 家賃収入補助金の算定方法の変更にともない、入居者のうち収入基準超過者に対する割増賃料を徴収するための改正です。

問 「高額所得者に対する明け渡し請求」の条文は、現在ある「住宅の明け渡し」の条文と同じでないか。

答（土木課長） 今回、追加さ

◎小口融資条例の一部を改正する条例について

問 小口融資の利用者が少ないと聞いていますが、現状は何人ぐらいか。

答（産業課長） 変更は、ありません。今回は7%の予定です。

◎町営住宅管理条例の一 部改正について

問 今回、新しく「収入に関する決定」「高額所得者に対する通知」「割増賃料」「高額所得者に対する明け渡し請求」「収入状況の報告の請求」の条文が追加されました。その理由はなんですか。

答（土木課長） 法的に徴収は可能です。町と入居者の契約の中で、家賃の変更について異議の申し立てをしないとありますので、家賃が変わった場合には、再契約をしていくつもりです。

◎昭和五十五年度一般会計補正予算について

問 統計調査費の国勢調査員について、調査戸数の最高と最低はどうだけですか。

答（企画室長） 基準は、五十戸を予定しておりますが、明確ではありませんが最高で約五十戸、最低で約二十戸です。

九月二十四日（三日目）委員会構成の終了後に質疑を行いました。質疑の方法は、議案ごとに順次行われ、各議員が自由に発言しました。質疑は、議案を採決する際に特に重要な役割をはたします。なお、ここに掲載しました質問および執行部の答弁については、紙面の都合により要約してあります。

問 入居されている人たちには、改正点について話し合いはされていますか。

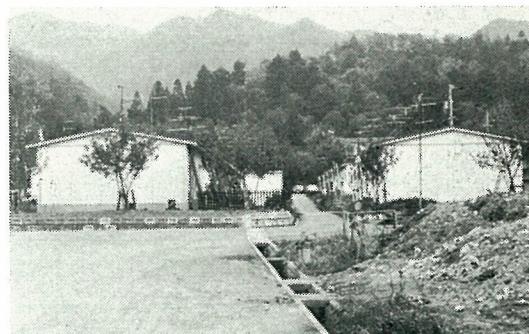
答（土木課長） 現在はしていません。

（町長） 施行日は、六ヶ月延ばしてありますので、ご理解を願っていきたい。

問 「収入に関する決定」の条文の中で、入居者は毎年収入に関する報告を行わなければならぬとするが、期日を忘れる人が出ると思うがどう対処されるのか。

答（土木課長） 早めに担当者から連絡をして進めていく考えでいます。

第十回町民運動会



議会日誌	
10月14日	10月12日
10月15日	10月8日
10月28日	10月7日
県町村議会議長会（岐阜市町村会館）	郡議長会（可茂総合会館）

土木委員会開催、九月定例会で付託のあった陳情書二件について審査

厚生経済委員会開催、九月定例会で付託のあった陳情書について審査

第十一回町民運動会

25日・26日決算書を審査する特別委員会
II役場議場で



○昭和53・54年の決算比較表(一般会計)

(歳入の状況)

単位千円

科 目	決 算 額		前年伸び率
	54年度	53年度	
町 税	337,189	322,863	4.4
地 方 譲 与 税	24,853	10,831	129.5
自動車取得税交付金	19,490	11,540	68.9
娯楽施設利用税交付金	10,009	8,899	12.5
地 方 交 付 税	554,587	503,426	10.2
交通安全対策特別交付金	979	1,096	△ 12.0
分担金および負担金	8,318	28,396	△241.4
使用料および手数料	40,603	13,496	200.9
国 庫 支 出 金	281,842	177,382	58.9
県 支 出 金	58,153	47,591	22.2
財 産 収 入	26,618	30,821	△ 15.8
繰 入 金	8,371	0	—
繰 越 金	22,243	41,908	△ 88.4
諸 収 入	110,669	96,088	15.2
町 債	522,900	239,400	118.4
寄 附 金	3,000	0	—
合 計	2,029,824	1,533,737	32.3

(歳出の状況)

単位千円

科 目	決 算 額		前年伸び率
	54年度	53年度	
議 会 費	36,111	36,017	0.3
総 務 費	201,696	273,319	△ 35.5
民 生 費	272,297	224,300	21.4
衛 生 費	109,329	114,084	△ 4.3
農 林 水 産 業 費	116,563	89,880	29.7
商 工 費	11,417	11,451	△ 0.3
土 木 費	332,225	286,913	15.8
消 防 費	63,915	55,935	14.3
教 育 費	767,738	343,536	123.5
災 害 復 旧 費	1,744	6,979	△300.2
公 債 費	91,778	65,980	39.1
予 備 費	0	0	—
合 計	2,004,813	1,508,394	32.9

決算審査の報告書

昭和五十四年度一般会計、国民健康保険事業特別会計、農業共済事業特別会計、学校給食共同調理場特別会計の決算書が九月二十二日(一日目)に上程されたので、決算特別委員会を設立し、同会は、二月二十六日(二日目)に審査を行いました。議案第四十八号から議案第五十一号について審査を終了したので、会議規則第五八条の規定により報告する。

昭和五十五年九月二十二日、定期例会において審査の付託を受けた議案第四十八号から議案第五十一号について審査を終了したので、会議規則第五八条の規定により報告する。

三、議案第五十号 昭和五十四年度農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について
四、議案第五十一号 昭和五十四年度学校給食共同調理場特別会計歳入歳出決算の認定について

審査事項
一、議案第四十八号 昭和五十四年度一般会計歳入歳出決算の認定について
二、議案第四十九号 昭和五十四年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

審査の経過
本委員会は、九月二十五日、二十六日の両日会議を開き、付託された前記議案について審査を行いました。

一日目は、町長から当該年度の行政全般にわたる概要報告、収入財政から財政運営についての報告

決定およびその理由
決定——本委員会は、付託された前記議案を別紙意見を付して原案通り認定すべきものと決定した。

(次ページへ)

を受けた後、各担当課長に順次出席を求め、それぞれの所管事項に関する各委員が質疑をし説明を受けました。
二日目は、各委員がそれぞれ独自に証拠書類の調査を含めて担当者に質疑をし説明を受けた後、まとめて会議を開き、前記議案について委員会の態度を決定しました。

理由——(1)議案は、一部を除き正確に記載されているものと認められた。(2)町長および収入役から報告された行政運営の方法は、当時の諸情勢を勘案すればやむを得ないものと認めた。

決算認定にあたっての意見

一般会計について

一、議会費中、費用弁償の支給方については、地方自治法第二〇三条に基づき行政実例でも指導されているところであるが、法に照らし正しく支給されるよう直ちに改善された。

なお、従来の委員会招集の方に起因するものがあるので、委員会招集のあり方にについても検討を要する。

二、土木費中、山楠公園建設にかかる工事請負費のうち町単事業分七十万九千円の工事は、昭和五十四年七月二十八日に議決された工事の一部と考えられ、当然契約変更の議決をするものである。このことについては、本委員会と担当課との間に解釈上の差異があるが、町長は実態を的確には握し、厳正に処理すべきである。

なお、このことに関連して町長から、百万円程度までの変更については地方自治法第一八〇条第一項に定める指定事項として議決の要請を受けたが、取り扱いについて議会で検討されたい。

四、不用額の整理については、全般的に改善の跡がみられ、その努力を評価するが、まだ一部に多額のそれが散見される。

今後、なお一層の努力によって財政の効率的運用を図らたい。

三、教育費中、漕(そう)艇場に関する費用のうち、管理人の報酬・修繕費予算の配分について指摘したので町長において善処されたい。

国民健康保険事業特別会計について

本年度の実質単年度収支は、一千四百三十六万二千円の歳入欠陥となつたが、一般会計からの繰入金と前年度繰越金によって補完された。

今後、被保険者の老齢化に対処しながら健全な運営を図るには、医療保険制度の抜本的な改革が国においてとられなければならないが、当面の対策としては、現情をよくは握し町において特別の施策が必要と考えられる。

このことに関し町長は、「当面、繰入金と基金の有効な運営によって対処する」意向を明らかにしたが、当委員会はこの考え方を支持する。ただし、住民の同意が十分に得られるよう日常的に啓もう必要である。

特別会計決算額	
(歳入)	(歳出)
国民健康保険事業	2億6,314万円
農業共済事業	1,501万円
学校給食共同調理場	5,337万円
2億4,178万円	936万円
5,337万円	

◎水道料改正問題について

第三回定例議会の一般質問は、二十九日(八日目)に行われました。質問には一人の議員が立ち、当面する町政の諸問題について執行部の意見をただしました。なお、ここに掲載しました質問および執行部側の答弁の内容については、紙面の都合により要約しています。



問 岐阜県議会において、昭和五十六年度県営上水道の料金改定が問題になり、九月県議会で定額の引き上げがあると聞いております。このことに関しては、川辺町議会として意見書を決議し、県に対して現在の水道料金を引き上げることのないように求めてきたわけですが、しかし、十分に反映されておりません。

現在の県水価格は、六十八円で大きく原価を割つており、昭和十五年度末には九十億円に達する累積赤字が出るということで、県において水道問題協議会で検討されています。その中で水道料金を昭和五十六年度以降三百三十二円としますといふことで、住民の負担を考え段階的に実施する形で今回、九十八円が昭和五十六・五十七年までにありますか。

度の水道料金として決められようとおります。

そうすると当町においては、当然、受水料が増高し、町の水道料金にもはね返ってきます。現在の当町の水道料金は、岐阜県内で第一位という非常にとびぬけた形で決定されております。

現在の当町における水道の利用状況は非常に少なく、当然、今後の問題として料金を上げることがあっては、さらに水道事業に対して大きな影響をもたらすものと考えます。今後、こうした情勢の中で当町が取っていくべき道というものは非常に大きな困難が予想されますが、町として、来年度からの水道料金のあり方について現在どのように考

◎五十六年度から三十円アップで検討中

答（町長） 昭和五十六年度以降の水価について、現在、県議会で審議中ですが、料金の改正案については水価懇談会の中においてトン当たり百三十二円の形になつてあります。水価懇談会の答申の中の水価については、上水道を行つているそれぞれの形の中において料金を参しやくしながらいけどあります。

昭和五十六・五十七年について九十八円で実施する方向で検討され、上程されていると聞いています。なお、九十八円というものについては、責任水量制の問題がひとつあります。

三ヵ年の計画水量というものを受水町村と県との間において調整をして、これに対応した料金が決められるということです。

県水の料金改定については、当町としても議会で意見書が決議され、意志の反映をいたしておりますが、私どもも県に対して当町の水道事業が、県営供給事業と同じような形態の中でありながら川辺町は不良債務は各年度に解消しており、今の段階の高水価はぎりぎりの形で実施しているのだといふことをくどく申し上げております。

昭和五十六年四月一日に、六十

八円から九十八円という三十円アップについては、責任水量のプラ

ス的な要因も考え併せて、現行の百七十円の水価の決定をした時に振り返って対処しなければならないと考えています。

私どもは、四月の改定にむけ検討しなければならない問題は、経費の節減、水の有効な使用、漏水個所の点検等がありますが、十分各種のデータを基に検討していくなければならぬと思っています。

現在考えておりることは、町として受益者に対します援助と、高水価に対します措置は、すべてし尽くしていると私は考えていました。

建設事業の借金の元利償還はすべて町で引き受けており、減価償却についても元金の償還にあててきました。おかげ、一般的な受水費プラス原水価の中においても、町費の導入がされており、最高の形の財源導入を図っているのが現実ですが、そのうえということについては、相当慎重に考えなければならぬということです。

ただ問題がひとつあります。そうした高水価の形で実施してきました場合、既に一般会計からある程度の繰り入れについては、適当ではないけれども仕方がないといふ二つの線が出ています。それについて国から若干の助成が、地方交付税の中の特別ルール分で援助があります。それらの制度も十分活

用しながら高水価の問題に対処していくことになりますと、町が助成をします分と、一般的の受益者にご辛抱願うという形の二通りの考え方で、なお、一層精密な形の検討が必要であると考えるわけであります。

今日の非行化という問題は、教育のあり方とともに、現在の子供たちを取り巻く社会情勢が非常に大きな影響を与えていますので、子供たちを地域の子、社会の子としてとらえ、全町的な取り組みが必要になってきております。

町においてもこうした立場をよく理解いただき、非行化を防止し子供たちの健全な育成を図るといいということで、抜本的な対処をお願いしたいと思います。

仮称「子供を守る町民会議」の組織化ということで、町全体の問題として検討いただきたい。

なお、中学生の非行化問題の話をしていく時、既に幼児の教育から考えていかなければならぬといふ話が出ていますので、そういうことにについてもお尋ねします。

ただ問題がひとつあります。そういうような状態も配慮する形で検討をしなければならないと考えています。

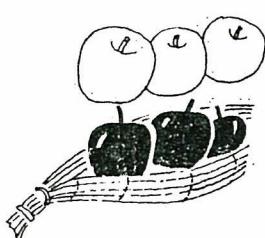
◎青少年の非行化

答（教育長） 町において、現

在、川辺町青少年健全育成町民会議が組織されておりますが、末端の一人一人の住民の方までいきわ

◎区・自治会単位の

育成強化も図りたい



たゞでいるかというとこに大きな疑念点があると思いますので、その形を、下部組織として区・自治会を単位とする育成強化を今後十分に図っていかなければならないと考えています。

確かに、学校のみが、いかにこの問題に努力しても解決につながるとは考えられませんし、一方、一面的な面で憂慮していますのは、学校の縮め付けが生徒の反発という形になつて現在、わずかながらあると考へて、もっと広い意味での青少年の育成が町民全体会の中で意識され、論じられる事態が早く到達しないと問題が生じるのではないかと考えております。

また、現在、教育委員会として学校への指導、助言を与えておりますが、もっと違った意味で社会教育指針、学校教育指針、家庭教育とこの三本立てを明確化することによって、おのおのの分担すべき問題を的確には握できるような指導体制をとり、これらを通じ今後、子供の中に二度と非行を犯すことがないような形へ、努力を続けていきたいと思います。

問 当町は、過去二年続いてマ

防止について

臨時議会のお知らせ

第三回臨時議会

昭和五十五年七月十四日第三回臨時議会を午後二時に開会し、補正予算二件について審議を行いました。以下、可決した議案についてお知らせします。

▽専決処分の承認を求めることについて（昭和五十五年度一般会計補正予算）

七百八十六万の増額補正で、法人市民税の確定申告にともない、予定申告納付額が過大となつた分を、還付したものです。これにより昭和五十五年度一般会計の総額は、十九億一千百七万円となりました。専決日は、七月三日です。

【歳入】
町税
〔歳出〕
総務費
（単位千円）
七、八六〇
七、八六〇

▽昭和五十五年度一般会計補正予算について

二億五千五百十二万八千円の増

額補正で、その主なものは、教育費中、小学校費で川辺東小学校建設工事が、单年度の工事となつたため昭和五十六年度工事として予定していた三億五千三百三万二千元を本年度会計へ組み入れました。

これにより昭和五十五年度一般会計の総額は、二十一億六千六百二十万円となりました。

▽専決処分の承認を求めることについて（昭和五十五年度一般会計補正予算）

七百八十六万の増額補正で、法人市民税の確定申告にともない、予定申告納付額が過大となつた分を、還付したものです。これにより昭和五十五年度一般会計の総額は、十九億一千百七万円となりました。専決日は、七月三日です。

【歳入】
（単位千円）
七、八六一
七、八六一

▽工事請負契約の締結について

町立東小学校新築工事請負契約の締結が次のとおり可決されました。

町立東小学校新築工事請負契約の締結が次のとおり可決されました。
契約金額 三億九千五百万円
契約相手 佐伯、曙建設工事共同

工期 昭和五十六年三月二十日まで

代表 佐伯綜合建設株式会社 代表取締役 佐伯英治

▽県営水道用水供給事業の水価に対する意見書について

提出者 栗山 正一
賛成者 吉田 岩雄
ク 渡辺 節夫
井戸 徳

▽県営水道用水供給事業の水価に対する意見書について

提出者 栗山 正一
賛成者 吉田 岩雄
ク 渡辺 節夫
井戸 徳

県営水道用水供給事業の水価については、さきに県営水道事業白書が発表され、その問題点が提示され、続いて料金問題協議会が設置され、検討が進められており、料金改定を昭和五十六年四月一日から予定されています。県営水道用水供給事業の水価については、さきに県営水道事業白書が発表され、その問題点が提示され、続いて料金問題協議会が設置され、検討が進められており、料金改定を昭和五十六年四月一日から予定されています。

県営水道用水供給事業の水価については、さきに県営水道事業白書が発表され、その問題点が提示され、続いて料金問題協議会が設置され、検討が進められており、料金改定を昭和五十六年四月一日から予定されています。

中央公民館建設の工事請負契約が、次のとおり可決されました。
契約金額 六億五百万円
契約相手 愛知県名古屋市東区石神堂町二丁目一二
株式会社鴻池組 名古屋支店
常務取締役支店長 根本義英

▽工事請負契約の締結について
昭和五十五年九月六日第五回臨時議会を午前十時に開会し、工事請負契約一件について審議を行いました。
以下、可決した議案についてお知らせします。

第四回臨時議会

第四回臨時議会

【歳入】
（単位千円）
一〇五、四六一
一五、〇一〇
九四、一〇〇

【歳出】
（単位千円）
二五三、一二八
二、〇〇〇

昭和五十五年七月二十九日第四回臨時議会を午後一時に開会し、工事請負契約一件、意見書一件について審議を行いました。以下、可決した議案についてお知らせします。

▽工事請負契約の締結について

昭和五十五年七月二十九日第四回臨時議会を午後一時に開会し、工事請負契約一件、意見書一件について審議を行いました。以下、可決した議案についてお知らせします。

▽工事請負契約の締結について

昭和五十五年七月二十九日第四回臨時議会を午後一時に開会し、工事請負契約一件、意見書一件について審議を行いました。以下、可決した議案についてお知らせします。

編集後記

■「かわべ議会報」第十二号をお届けします。
■「かわべ議会報」についてのご意見やご要望、お気づきの点があれば、お聞かせください。
(役場三階 議会事務局)